

2024年10月30日

各 位

証券会員制法人福岡証券取引所
総務部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規則の制定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

- ・定額会費及び上場審査料の改定に伴う「定額会費の額」及び「有価証券上場規程に関する取扱い要領」の一部改正について

2. 意見提出方法等

- (1) 募集期間：2024年10月30日（水）～ 2024年11月29日（金）
- (2) 提出方法：郵送、E-mail
- (3) 提出先

- ① 郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2
証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部
- ② E-mailの場合：pc@fse.or.jp

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <https://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

募集期間終了の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

TEL (092) 741-8231

E-mail f-somu@fse.or.jp

**定額会費及び上場審査料の改定に伴う
「定額会費の額」及び「有価証券上場規程に関する取扱い要領」の一部改正について**

2024年10月30日
証券会員制法人福岡証券取引所

I. 趣旨

本所は、証券会員制法人という組織形態から会費収入を基盤として運営しており、定額会費については会員規模に応じた応能的負担の観点から、資本金や受託売買代金を加味した会費体系としています。

会費の額については、2005年4月に改定して以降、約20年間据え置けてきました。この間、費用削減や新規上場の推進等収支改善の取組みを実施してまいりましたが、物価情勢等が変化する中、所要の人件費を確保し、取引所として、一層の機能強化の検討を進めつつ、持続的・安定的な運営を行っていく上において、2025年4月から定額会費の基本割額等の引上げを行うものです。

また、あわせて、同様の観点から、新規上場申請会社が納入する上場審査料についても、引上げを行うこととします。

II. 概要

項 目	内 容	備 考
1. 定額会費の額 (1) 基本割額	・定額会費の額を35万円とします（現行25万円）。	※現行規定どおり、福岡市内に本社をおく一般正会員の定額会費は、左記定額会費に2を乗じた額、特定正会員の定額会費は左記定額会費に100分の50を乗じた額とします。

項 目	内 容	備 考														
(2) 事業年度受託売買代金割額 2. 上場審査料	<ul style="list-style-type: none"> 事業年度受託売買代金割額の区分を見直すことに加え、各区分ごとの額を一部見直します。また、事業年度受託売買代金割額の上限を40万円から50万円に引き上げることとします。 <table border="1" data-bbox="546 405 1301 751"> <thead> <tr> <th>事業年度受託売買代金区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円未満</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>500億円以上 5兆円未満</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>5兆円以上 10兆円未満</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>10兆円以上 20兆円未満</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>20兆円以上 50兆円未満</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>50兆円以上</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 本則市場の上場審査料を200万円（現行100万円）、Q-Boardの上場審査料を100万円（現行50万円）とします。 	事業年度受託売買代金区分	金額	500億円未満	0円	500億円以上 5兆円未満	10万円	5兆円以上 10兆円未満	20万円	10兆円以上 20兆円未満	30万円	20兆円以上 50兆円未満	40万円	50兆円以上	50万円	<ul style="list-style-type: none"> ※1 事業年度受託売買代金が300億円から500億円、5兆円から15兆円及び50兆円以上の会員は会費の額が変更となります。 ※2 資本金割額は現行どおりとします。 ※新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所と同時に申請する場合又はテクニカル上場する場合の上場審査料は、左記金額の2分の1とします。
事業年度受託売買代金区分	金額															
500億円未満	0円															
500億円以上 5兆円未満	10万円															
5兆円以上 10兆円未満	20万円															
10兆円以上 20兆円未満	30万円															
20兆円以上 50兆円未満	40万円															
50兆円以上	50万円															

Ⅲ. 実施時期（予定）

- 2025年4月1日から実施します。

以 上